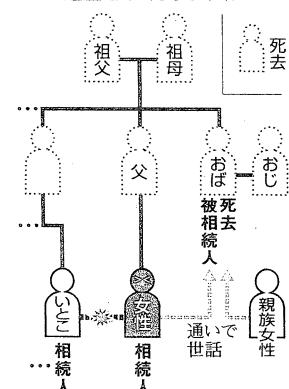


# 残された財産 生まれた不和

おばの遺産をめぐりトラブル



「世話はしないで遺産は要求する。それが血のつながった人間のする」とですか」  
首都圏に住む女性（60代）は語気を強めた。怒りはいどくの男性に向かっていた。  
今年初め、80代のおばが亡くなり遺産が相続されることになった。自家の土地など約4千万円。遺言書はなかった。おばはおらず、夫や兄弟姉妹はすでに亡くなっている。そのため、めいにあたるこの女性やいとこ複数は相続の権利が回ってきた。民法が定める取り分に従えば、女性は数百万円を受け取り、他の相続人も相応の遺産が行き渡る。

ただ女性には納得できない事情があったという。女性の説明による、ひとり暮らしのおばに、認知症の症状が見つかったのは5年前。「誰かが支えてあけなければ」。女

性はおばの世話を始め、老人ホームへ入所しても面倒を見続けた。衣服の用意から外出時の介助、空き家となったお宅の整理まで。ホームは女性宅から約50m離れている。通う頻度は徐々に増え、最後は付きつきり。

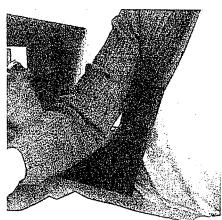
おばの生前、女性はいどこか

## 大介護時代

お金のもめごと

1

老後の暮らしを支えるために欠かせないのが、介護保険サービスとともにお金です。しかし、それは家族やまわりをもめごとに巻き込むきっかけになりかねません。大介護時代第4部は、当事者の体験をもとに、お金のものごとを5回にわたり追いかけてます。



## 民法通りの配分求める親族 「大半が面倒見なかった人に」

### 認定される事例少なく 介護による「特別の寄与」

財産を残して亡くなった人は、「被相続人」、財産を受け取る人を「相続人」と呼ぶ。相続人の範囲や取り分けは民法で決まっている。例えば配偶者と子が相続人の場合は、遺産の半分を配偶者が得て、残りの半分を子が受けた。遺産を法定める通り分けたいと書かれていた。女性は猛反対した。おばの遺産の大半は面倒を見なかつた人に渡ってしまう。そんなおかしい相続では、亡くなつた人の看護や介護をした相続人に対し、女性は弁護士ら専門家の協力を得て、いとこ側との協議、法定がある。

親族間の扶養義務の範囲とみなされることは多い」と話す。さらに法律上は、寄与分が認められるのは相続人のみ。たとえば長男の妻が義理の親を親身に介護した場合をさだめで面倒を見たと主張しても、専門家と連携して相続の支援をする会社「夢相続」（東京）の曾根恵子社長は「介護などは別に、被相続人の遺言や相続人の協議で決まり方もある。

専門家と連携して相続の支援をする会社「夢相続」（東京）の曾根恵子社長は「介護などは別に、被相続人の遺言や相続人の協議で決まり方もある」と話す。さらに法律上は、寄与分が認められるのは相続人のみ。たとえば長男の妻が義理の親を親身に介護した場合をさだめで面倒を見たと主張しても、専門家と連携して相続の支援をする会社「夢相続」（東京）の曾根恵子社長は「介護などは別に、被相続人の遺言や相続人の協議で決まり方もある」と話す。

一方、他の裁判の審判では、妻の介護が夫の寄与分として反映されることもある。夫が亡くなつていても、遺言などによも受け取る権利がない。相続人である夫（長男）が生きていれば、妻の介護が夫の寄与分とされる。一方で、被相続人は父、相続人は子ども4人だった。うち1人の息子が父が亡くなるまでの3年間、3度の食事の世話や外出の付き添い、排便の対応などを引き受けた。家裁はこの息子に対し、1日あたり8千円程度、3年分で計876万円の寄与分を認める審判をした。

一方、他の裁判の審判では、妻の介護が夫の寄与分として反映されることもある。夫が元気なうちに財産をどう分けられるか話し合つことが大事」。今

分より女性の取り分をやや増やし、面倒を見た親族には各相続段階で、面倒をみた2人に財産を渡すよう遺言を書いてもらう相談を受けた専門家の1人は、「遺産はいろいろと言っていたのが得策だった」と話す。

首都圏に住む女性は、おばの相続をめぐる経緯を△4用紙14枚にまとめた

人からいくらか渡す方向で話が進んでいるといふ。「おばの死後だけでもらいのにお金の問題も重なり精神的に疲れ果てました」

相談を受けた専門家の1人は、「遺産はいらぬと言っていたのが得策だった」と話す。

相談を受けた専門家の1人は、「遺産はいらぬと言っていたのが得策だった」と話す。